

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公表番号】特表2011-514354(P2011-514354A)

【公表日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-018

【出願番号】特願2010-550631(P2010-550631)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/14	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	B
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	9/14	
A 6 1 P	35/04	
A 6 1 P	43/00	1 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月14日(2011.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管新生疾患に関連した疾患を治療及び/又は予防するための抗血管新生活性を有する医薬であって、ピナセアエ(Pinaceae)属由来の針葉樹由来のテルペン(イソテルペノド)の複合体を含み、該テルペンはパーセント重量画分で以下の成分：

セスキテルペノイド(3~6%)；

中性ジテルペノイド(11~15%)；

ジテルペン酸(23~28%)；

トリテルペン酸(8~16%)；

不飽和及び飽和脂肪酸(0.1~0.3%)；

フェノール化合物(0.1~0.2%)；

残余であるモノテルペルペノイド

を含み、ここで、総テルペンに対する酢酸ボルニル含量が少なくとも10.0%である、医薬。

。

【請求項2】

前記疾患が、血管新生疾患に関連した多数の疾患；目の新血管新生；慢性及び急性の腎疾患におけるメサンギウム細胞増殖疾患；乾癬；進行性アテローム；動脈再狭窄；糖尿病；リウマチ様関節炎；慢性喘息；子宮内膜症；自己免疫疾患；並びに、動脈性又は移植後のアテローム性動脈硬化症からなる群より選択される、請求項1記載の医薬。

【請求項3】

血管新生疾患に関連した疾患を治療及び/又は予防するための抗血管新生活性を有する医薬を製造するための、ピナセアエ (Pinaceae) 属由来の針葉樹由来のテルペン (イソテルペノド) の使用であって、該テルペンはパーセント重量画分で以下の成分：

セスキテルペノイド (3~6%) ;
中性ジテルペノイド (11~15%) ;
ジテルペン酸 (23~28%) ;
トリテルペン酸 (8~16%) ;
不飽和及び飽和脂肪酸 (0.1~0.3%) ;
フェノール化合物 (0.1~0.2%) ;
残余であるモノテルペルペノイド

を含み、ここで、総テルペンに対する酢酸ポルニル含量が少なくとも10.0%である、使用。

【請求項4】

前記疾患が、血管新生疾患に関連した多数の疾患；目の新血管新生；慢性及び急性の腎疾患におけるメサンギウム細胞増殖疾患；乾癬；進行性アテローム；動脈再狭窄；糖尿病；リウマチ様関節炎；慢性喘息；子宮内膜症；自己免疫疾患；並びに、動脈性又は移植後のアテローム性動脈硬化症からなる群より選択される、請求項3記載の使用。

【請求項5】

請求項1記載の医薬の医薬上有効量及び希釈剤を含む、血管新生疾患に関連した疾患を治療及び/又は予防するための抗血管新生活性を有する経口投与用のための医薬組成物。

【請求項6】

溶液、錠剤、ゼラチンカプセル剤、丸剤、シロップ、懸濁液、粉剤、エマルション、顆粒、ミクロスフェア又はナノスフェアである、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記疾患が、血管新生疾患に関連した多数の疾患；目の新血管新生；慢性及び急性の腎疾患におけるメサンギウム細胞増殖疾患；乾癬；進行性アテローム；動脈再狭窄；糖尿病；リウマチ様関節炎；慢性喘息；子宮内膜症；自己免疫疾患；並びに、動脈性又は移植後のアテローム性動脈硬化症からなる群より選択される、請求項5又は6記載の医薬組成物。

【請求項8】

請求項1記載の医薬の20%油溶液を示す、血管新生調節疾患に関連した疾患を治療及び/又は予防するための経口投薬形態アビシリン。

【請求項9】

前記疾患が、血管新生疾患に関連した多数の疾患；目の新血管新生；慢性及び急性の腎疾患におけるメサンギウム細胞増殖疾患；乾癬；進行性アテローム；動脈再狭窄；糖尿病；リウマチ様関節炎；慢性喘息；子宮内膜症；自己免疫疾患；並びに、動脈性又は移植後のアテローム性動脈硬化症からなる群より選択される、請求項8記載の経口投薬形態アビシリン。

【請求項10】

腫瘍性疾患を治療するための請求項8記載の経口投薬形態アビシリンであって、それが、腫瘍性疾患の治療を必要としている対象に経口的に投与される、経口投薬形態アビシリン。

【請求項11】

80~100 mg/kg体重の用量で毎日投与される、請求項10記載の経口投薬形態アビシリン。

【請求項12】

請求項8記載の経口投薬形態アビシリン及び抗腫瘍薬を含む、腫瘍性疾患のための組合せ医薬であって、該抗腫瘍薬が該経口投薬形態の経口投与と共に投与される、組合せ医薬。

【請求項 1 3】

前記抗腫瘍薬が、アルキル化剤である、請求項 1 2 記載の組合せ医薬。

【請求項 1 4】

前記抗腫瘍薬が、シスプラチニンである、請求項 1 2 記載の組合せ医薬。

【請求項 1 5】

腫瘍細胞を請求項 8 記載の経口投薬形態アビシリンと接触させることを含む、アポトーシス様メカニズムによって、該腫瘍細胞に対する選択的細胞毒性効果を誘導し及び該腫瘍細胞を死滅させるためのインピトロ方法。

【請求項 1 6】

アビシリンの投薬量が1000 $\mu\text{g}/\text{mL}$ である、請求項 1 5 記載の方法。

【請求項 1 7】

請求項 8 記載の経口投薬形態アビシリンを含む抗腫瘍効果を誘導するための医薬組成物。

【請求項 1 8】

アビシリンの投薬量が 2 ~ 11 日間で 10 ~ 100 mg/kg 体重である、請求項 1 7 記載の医薬組成物。

【請求項 1 9】

請求項 8 記載の経口投薬形態アビシリンを含む抗再発及び抗転移効果を誘導するための医薬組成物。

【請求項 2 0】

アビシリンの投薬量が 80 ~ 100 mg/kg 体重である、請求項 1 9 記載の医薬組成物。